

静かな空を

臨時号

第3次新横田基地公害訴訟
原告団ニュース

もとめて



3月14日 第5回弁論の傍聴参加を

オスプレイの危険性をさらに追及します。ぜひ傍聴に参加してください。

第5回口頭弁論では、以下の準備書面を提出する予定です。書面にもとづいて弁護団が国の主張に反論し、基地被害の実態を裁判所に訴えます。

1 侵害行為班は危険なオスプレイについて訴えます。

2023年11月29日に横田基地配備のCV-22 オスプレイが墜落したことを受け、オスプレイの危険性がいっそう明らかになったこと、事故直後もオスプレイが飛行を繰り返していたこと、今後オスプレイの生産が中止される見込みとなっていることなどを示し、同機の飛行差止が緊急に求められていることを主張します。

2 被害班は国側の主張する「被害は個々人で証明すべきだ」という主張に「共通の被害があり、個別立証は不要だ」と反論します。

また、健康被害については騒音が難聴や低体重児に影響を与えることを論証します。

幼児学齢期の被害（学習権侵害）について、子どもの被害に特化した書面にもとづき踏み込んで主張します。

日時 3月14日（木）午後1時受付開始

場所 東京地方裁判所立川支部前

◆事前集会 午後1時15分から

◆入 廷 午後1時30分から
(一般傍聴券の方)

※ 事前集会参加者は1時40分入廷

◆開 廷 午後2時から

◆閉廷(予定) 午後2時30分

◆報告集会 午後2時45分～
多摩弁護士会館にて

◆終了(予定) 午後3時45分頃



発行 第3次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3 白鳥第2ビル302号 TEL/FAX 042-552-4451 王子

2月10日から陳述書作成開始

裁判所に被害がどんなにひどいか訴えよう

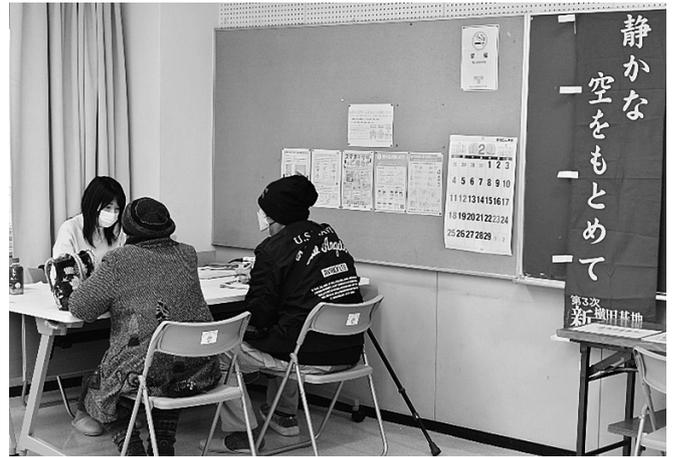
2月10日瑞穂支部の陳述書作成会がスタート。原告の皆さんの出番が到来しました。

瑞穂支部では、若い弁護士さんや初めて横田訴訟にかかわった弁護士さんもみなさんの思いをていねいに聞き取ってくれました。

ベテランの弁護士さんからは「原告の皆さんから、弁護士と直接話しが出来てよかった。若い弁護士さんが事件解決のために頑張っていることが分かった、という声を聞きました」などの感想も。

11日には昭島支部、18日には八王子支部で作成会がスタートしました。

陳述書の下書きをご家族みんなで書き出して、作成会においでください。



瑞穂支部での陳述書作成の様子

原告団は「オスプレイ横田配備反対連絡会」の一員として署名活動も行っています



私たち原告団は横田基地周辺で活動する5団体とともに「オスプレイ横田配備反対連絡会」をつくって定例で青梅線、中央線の駅前でオスプレイの横田基地からの撤去を求める署名活動を粘り強く行っています。

2月18日には福生駅前で15人が参加して署名

27筆を集めることが出来ました。

昨年12月7日から世界中のオスプレイが飛行を停止しました。しかし、いつまた飛行を再開するかと不安をみんながかかえています。

原告団は署名活動に参加し、裁判の勝利とあわせて「オスプレイ撤去」を求め続けたいです。



オスプレイ撤去も求める署名活動に参加